

# 関税評価の基礎

平成31年4月

名古屋税関 業務部評価部門

# 関税評価とは ①

## 関税法第3条(課税物件)

「輸入貨物には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、**関税を課する。**」

## 関税定率法第3条(課税標準及び税率)

「**関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。**」

$$\begin{array}{l} \text{関税額} = \text{課税標準} \times \text{税率} \\ \left( \begin{array}{l} \text{数量} \Rightarrow \text{課税数量} \\ \text{価格} \Rightarrow \text{課税価格} \end{array} \right) \dots \begin{array}{l} \text{従量税} \\ \text{従価税} \end{array} \end{array}$$

## 関税評価とは ②

関税評価とは・・・

輸入申告時における

「課税標準」＝「課税価格」

を法律の規定に従って決定すること

⇒ 根拠規定 関税定率法第4条から第4条の9まで

\* 我が国においては1981年1月1日から実施

\* 「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定」(関税評価協定)として実施

# 課税価格の決定の原則

## 関税定率法第4条

### (課税価格の決定の原則)

輸入貨物の課税標準となる価格(以下「**課税価格**」という。)は、(中略)当該輸入貨物に係る輸入取引(中略)がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格(中略)に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格(以下「**取引価格**」という。)とする。

課税価格

||

現実支払価格

+

加算要素

||

取引価格

# 国内で商品を購入するとき

販売者が自らの責任で全てを調達し、又は生産

購入者

商品／代金請求

販売者

商品代金



生地・副資材等 ¥ 800

+

ミシン・設備等 ¥ 400

+

デザイン・型紙 ¥ 200

+

加工賃(利潤)・経費 ¥ 600

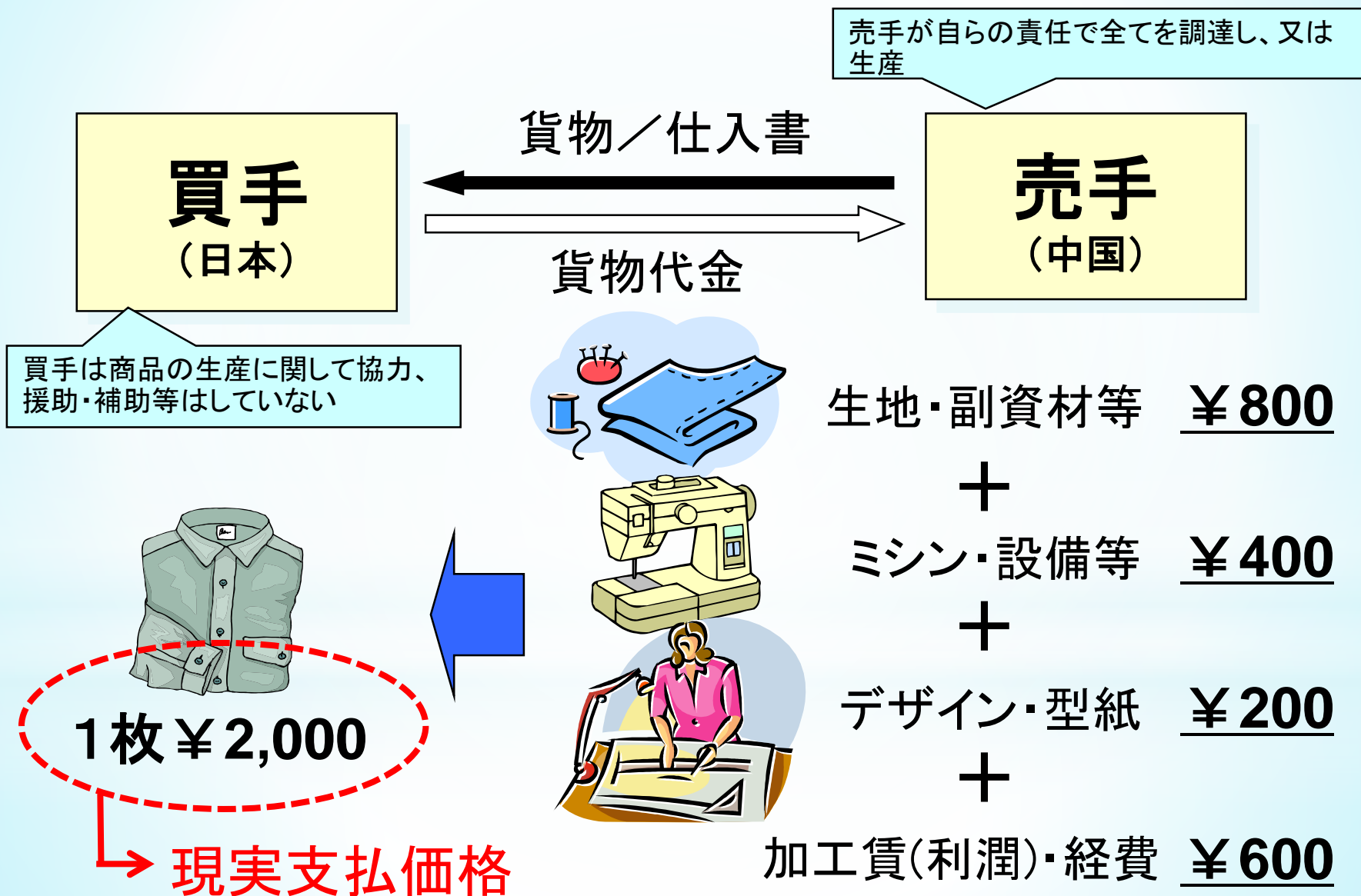


1枚 ¥ 2,000

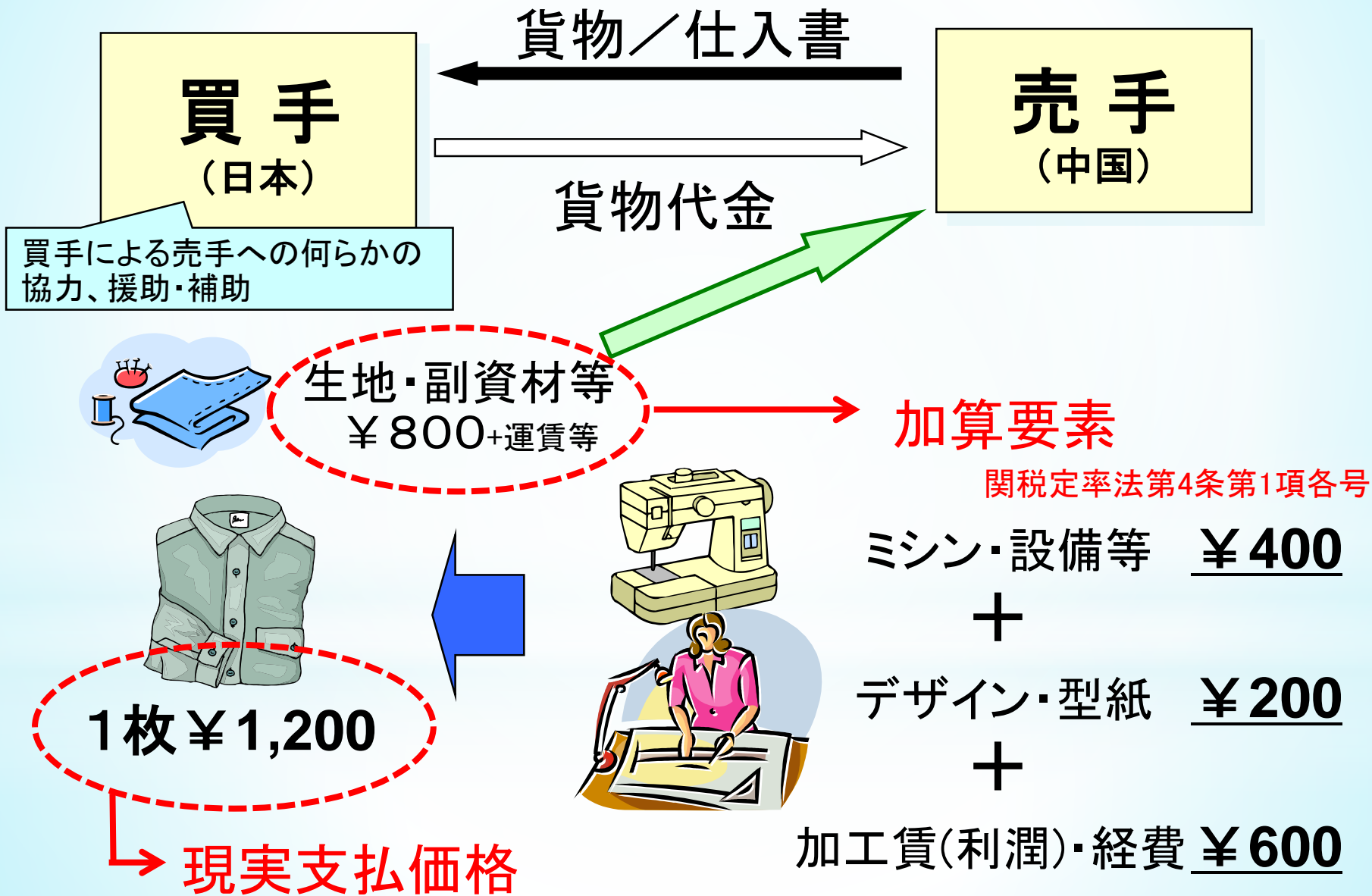
(実際に支払った額)

関税定率法上の現実支払価格

# 輸入取引に置き換えて考えると…(取引価格)



# 取引価格への加算



# 輸入取引とは

## 関税定率法基本通達4-1(1)

「輸入取引」とは、

- ① 本邦に拠点を有する者が
- ② 買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、
- ③ 現実に当該貨物が本邦に到着することとなったもの

をいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する。



# 買手と売手とは

## 関税定率法基本通達4-1(3)

輸入取引における

「買手」とは、

本邦に拠点<sup>を有する者</sup>であって、当該拠点において実質的に自己の計算と危険負担の下に売手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者をいい

「売手」とは、

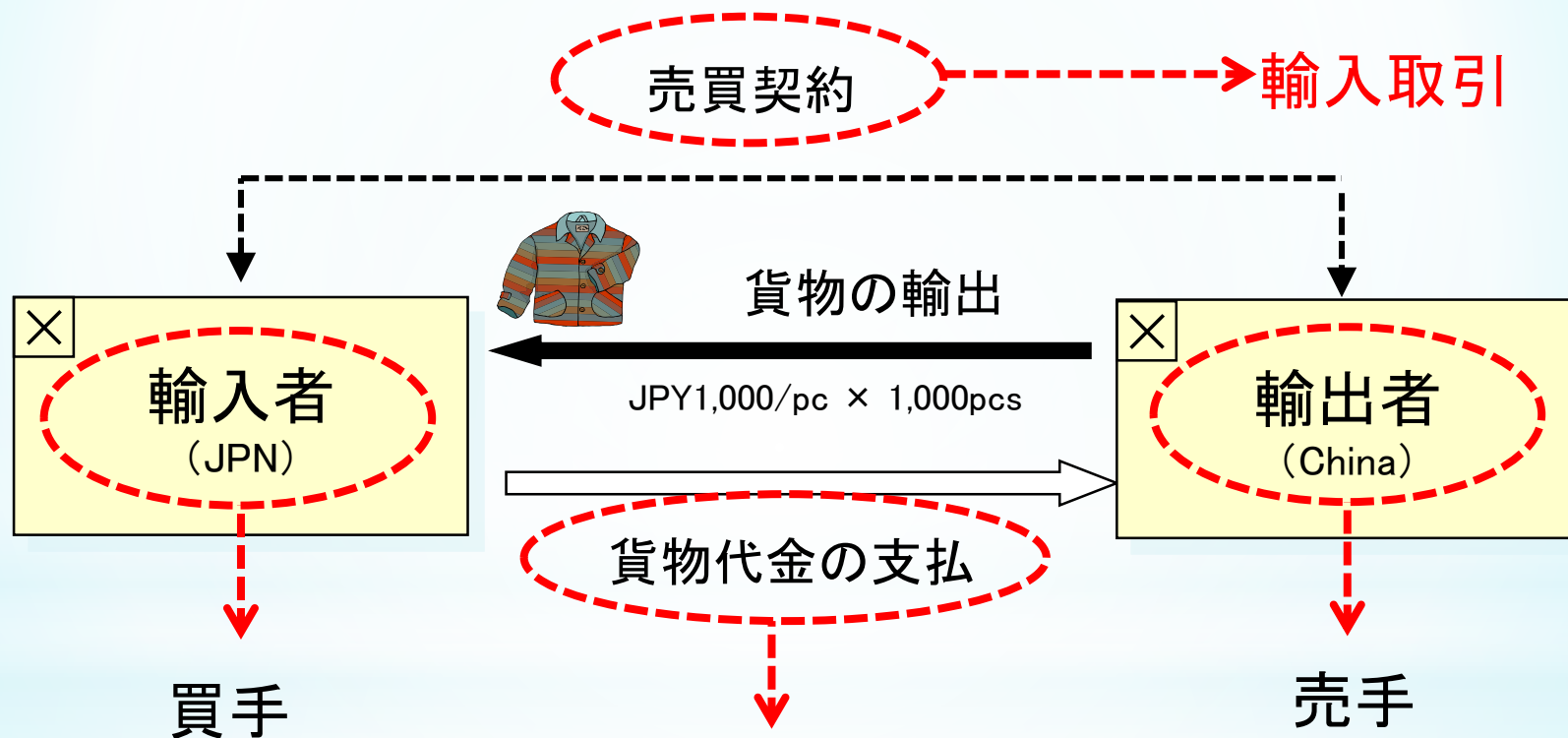
実質的に自己の計算と危険負担の下に買手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者をいう。

具体的には、買手及び売手は、自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者とする。

売手と買手 = 輸入貨物の売買の当事者

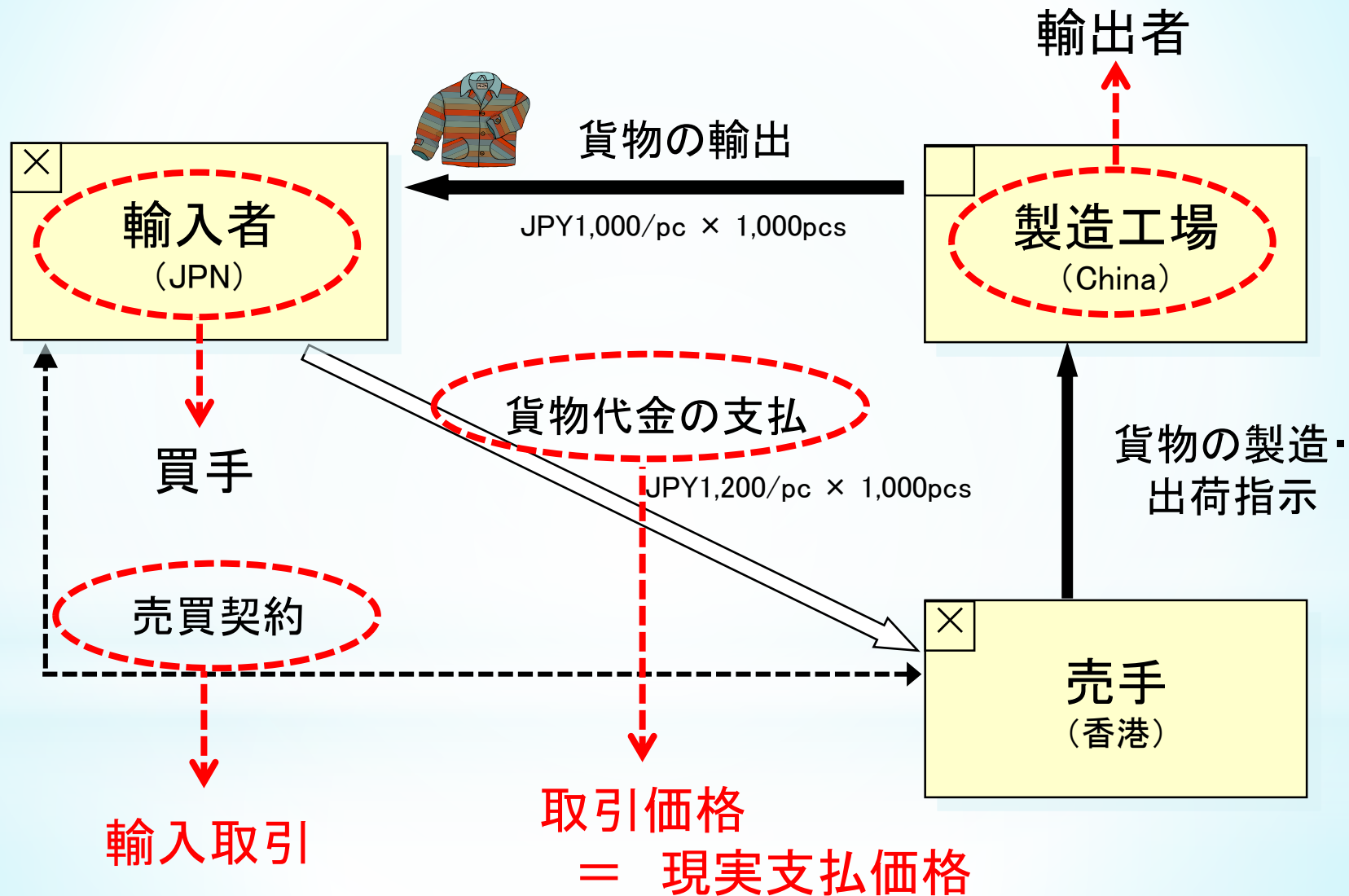
# 輸入取引（売手と買手 一般的な取引例）

典型的な輸入取引においては、輸入申告における貨物の輸出者及び輸入者がそれぞれ売手及び買手になる。



取引価格 = 現実支払価格

# 輸入取引（売手と輸出者が異なる例）



# 現実支払価格とは何か

## 関税定率法第4条第1項

輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入貨物につき、**買手により売手に対し又は売手のために、現実に支払われた又は支払われるべき価格**

## 関税定率法施行令第1条の4

輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額（買手により売手のために行われた又は行われるべき当該**売手の債務の全部**又は一部の**弁済**、その他の**間接的な支払の額**を含む。）



**現実支払価格**

# 現実支払価格を構成する費用等

- ◆ 割増金、契約料等
- ◆ 弁済
- ◆ 相殺
- ◆ 価格調整条項付き取引
- ◆ 一時保管料
- ◆ 検査費用
- ◆ 保証費用
- ◆ 別払い

関税定率法  
基本通達4-2(3)

同4-2(5)

同4-2の3

同4-2の4

同4-2の2(1)

# 現実支払価格と仕入書価格の不一致例①

一般的に仕入書価格と現実支払価格は一致するものの、次のような場合には、仕入書価格と現実支払価格が一致しないことになるので留意する。

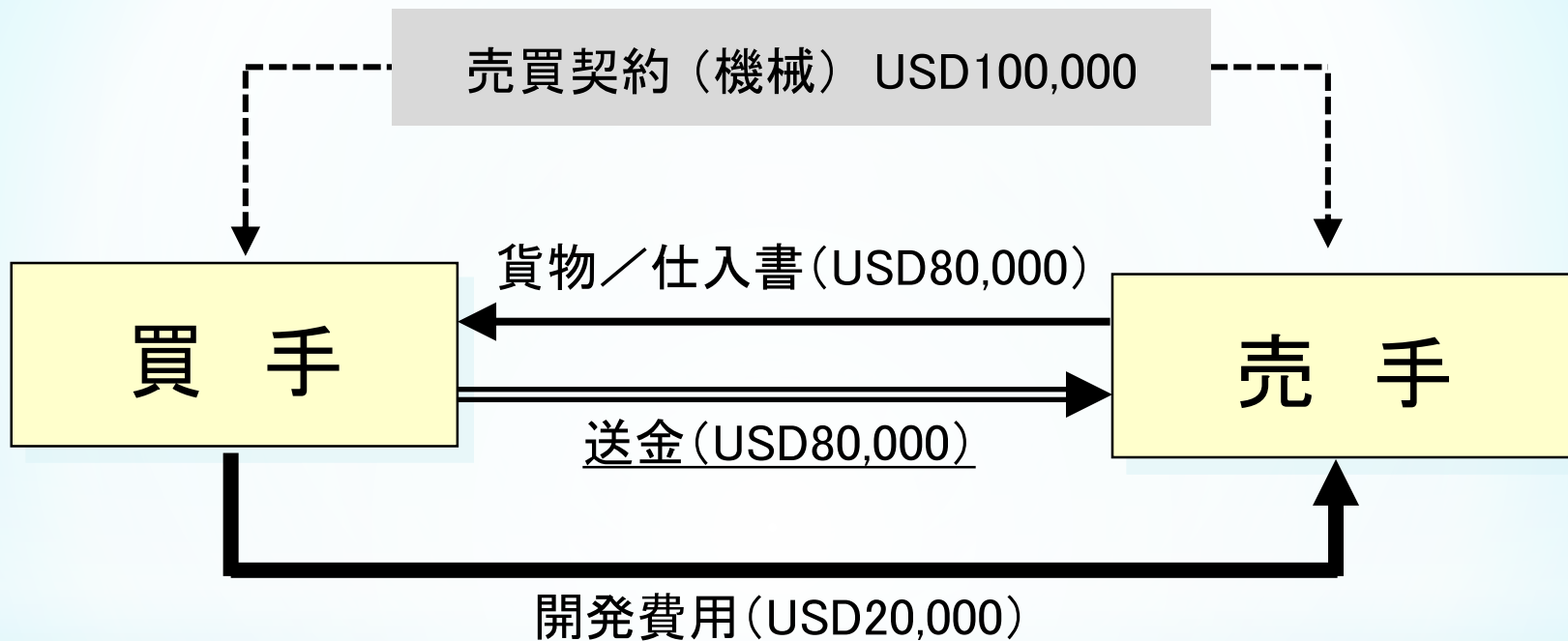
## 関税定率法基本通達4-2(3)イ

輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために割増金、契約料等が輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて支払われる場合

この場合、

**現実支払価格 = 仕入書価格 + 割増金、契約料等**

# 現実支払価格(割増金等)



$$\begin{aligned} \text{現実支払価格} &= \text{仕入書価格} + \text{開発費用} \\ \text{USD100,000} &= \text{USD80,000} + \text{USD20,000} \end{aligned}$$

## 現実支払価格と仕入書価格の不一致例②

### 関税定率法基本通達4-2(3)ロ

売手の第三者に対する債務を買手に弁済させることとし、その金額を控除した残額を仕入書価格とした場合

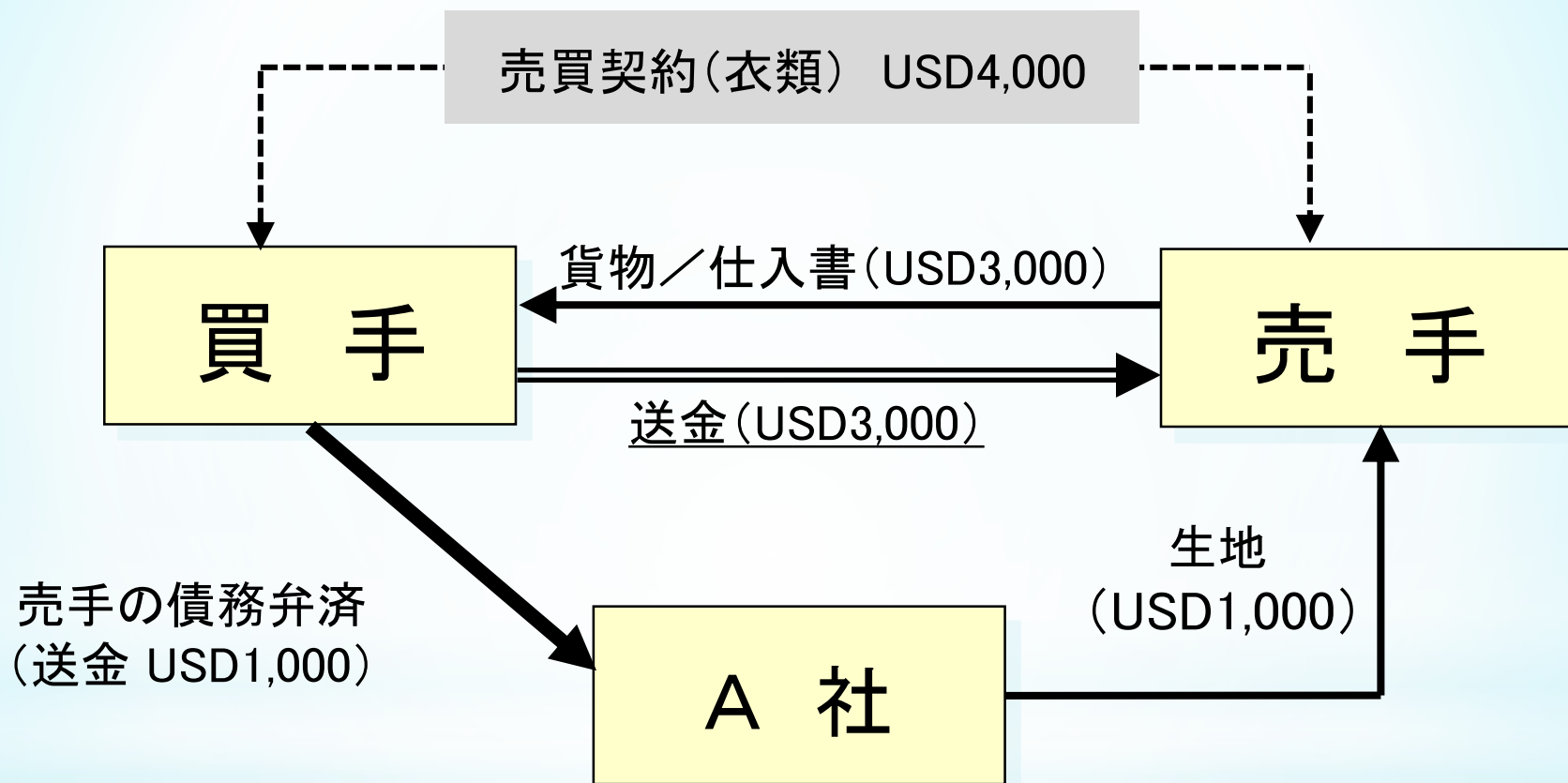
例：売手の未払材料費を控除した仕入書価格

この場合、

$$\text{現実支払価格} = \text{仕入書価格} + \text{弁済される額}$$



# 現実支払価格(弁済)



$$\text{現実支払価格} = \text{仕入書価格} + \text{弁済される額}$$
$$\text{USD4,000} = \text{USD3,000} + \text{USD1,000}$$

# 現実支払価格と仕入書価格の不一致例③

## 関税定率法基本通達4-2(3)ハ

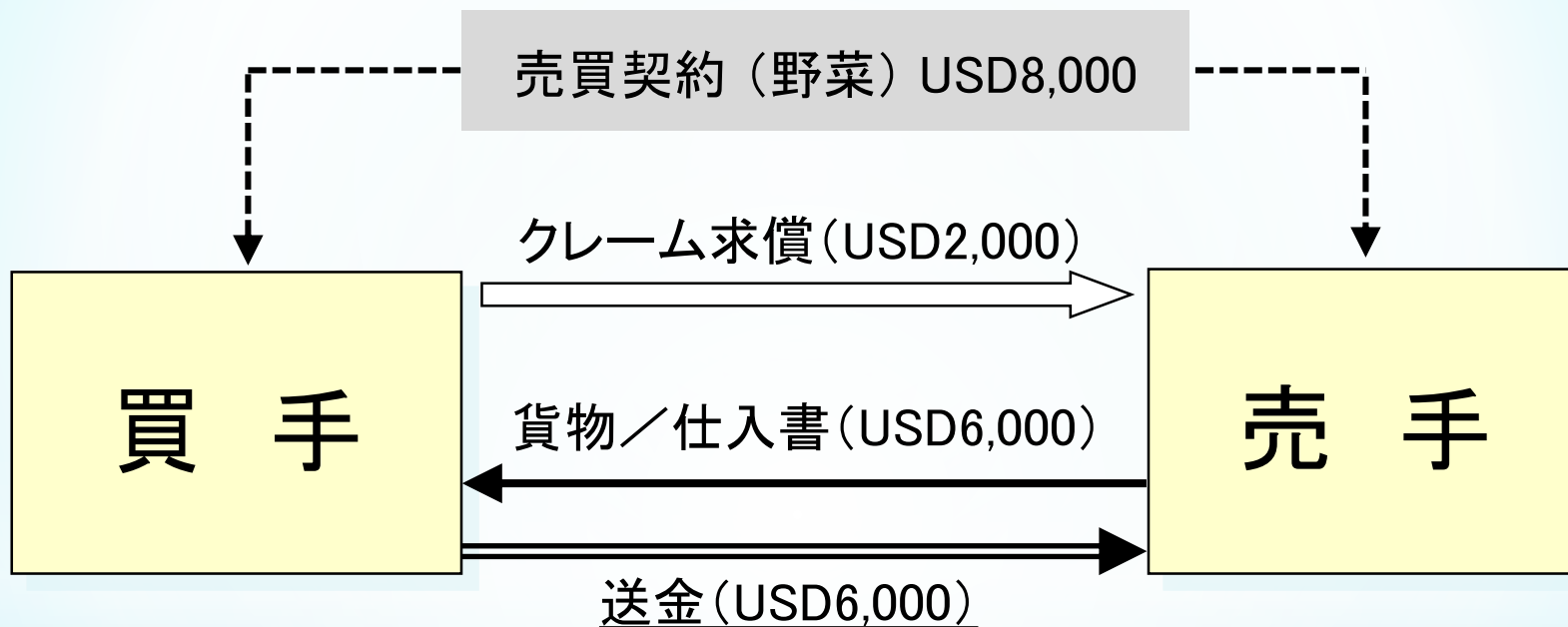
売手の買手に対する債務(の一部)を相殺するため、その金額を控除した残額を仕入書価格とした場合

例: 前回取引時の不良品分の価格を相殺した仕入書価格

この場合、

**現実支払価格 = 仕入書価格 + 相殺される額**

# 現実支払価格(相殺)



$$\begin{aligned} \text{現実支払価格} &= \text{仕入書価格} + \text{相殺される額} \\ \text{USD8,000} &= \text{USD6,000} + \text{USD2,000} \end{aligned}$$

# 現実支払価格と仕入書価格の不一致例④

## 関税定率法基本通達4-2(3)ニ

輸入取引に価格調整条項が付されており、仕入書価格が調整される場合

例:揚地ファイナル決済条件

この場合、

$$\text{現実支払価格} = \text{仮仕入書価格} \pm \text{価格調整額}$$

# 輸出国等で発生する保管費用

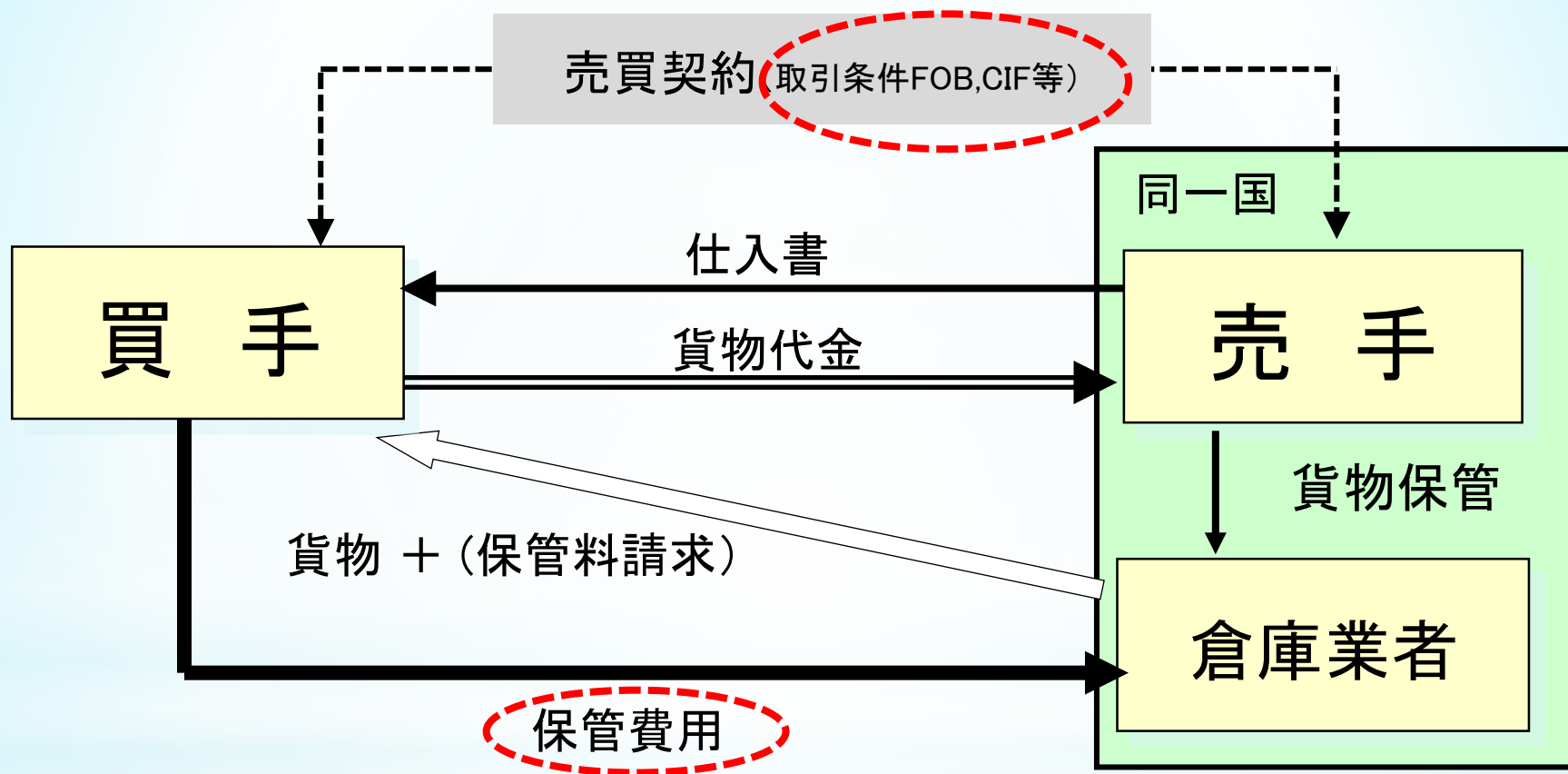
## 関税定率法基本通達4-2(5)本文

輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って  
売手から買手に引き渡されるまでの間に輸出国で生じる保  
管料で、買手が負担するもの  
⇒現実支払価格に含まれる。

## 関税定率法基本通達4-2(5)なお書

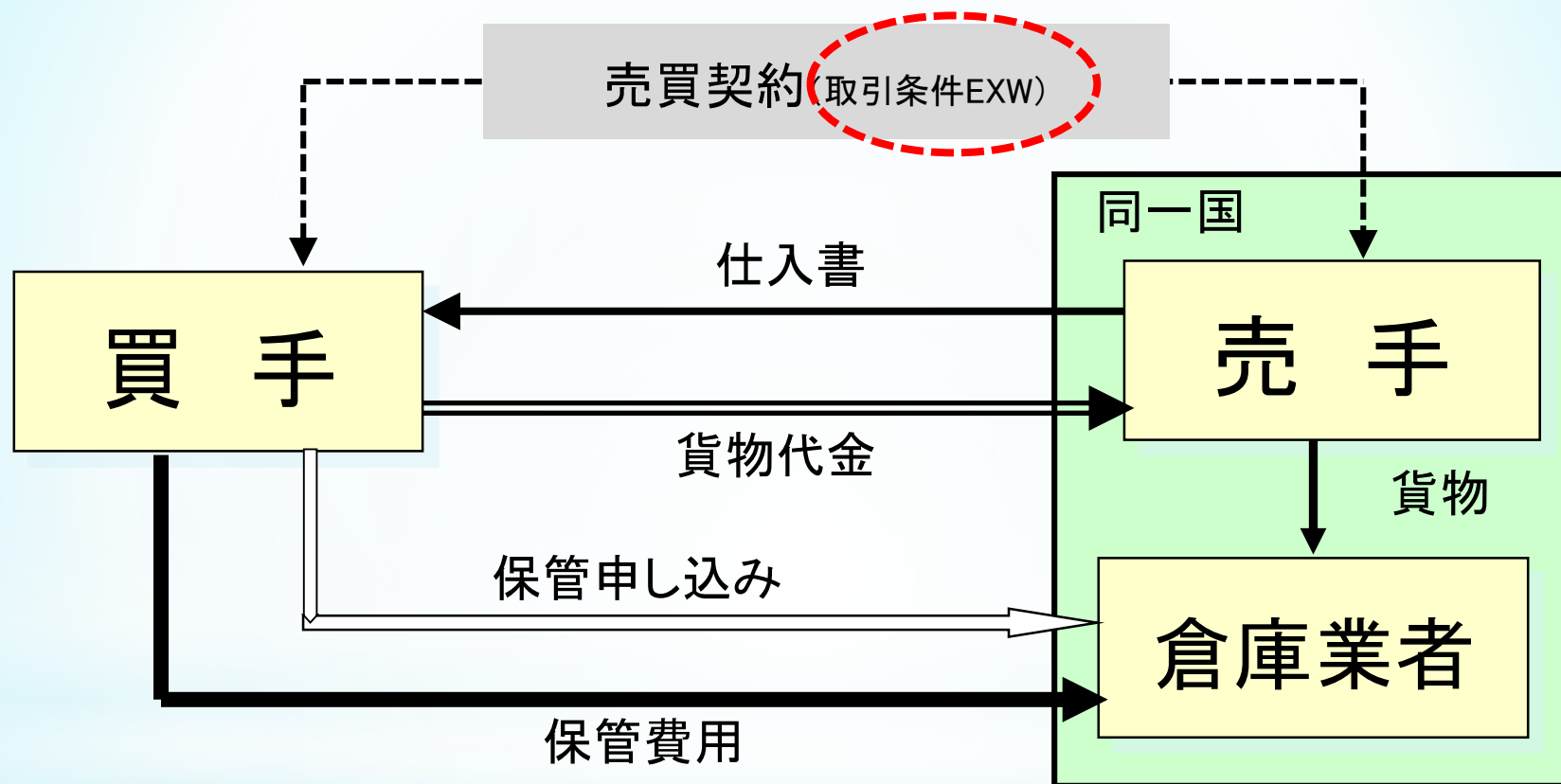
輸入取引の条件に従って  
売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、  
買手が自己のために輸出国で貨物を保管し、その保管費  
用を買手が負担するもの  
⇒現実支払価格に含まれない。

# 輸出国等で発生する保管費用 例①



売手が負担すべき費用を買手が支払った場合  
⇒ 現実支払価格に含まれる。

## 輸出国等で発生する保管費用 例②



買手が自己のために保管した費用  
⇒ 現実支払価格に含まれない。

# 検査費用

## 関税定率法基本通達4-2の3(1)

売手が自己のために行った検査に要した費用で、その費用を買手が負担する場合は、課税価格に算入する。

→ 売手の依頼で第三者が行った場合を含む。

検査とは、輸入貨物が売買契約に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析

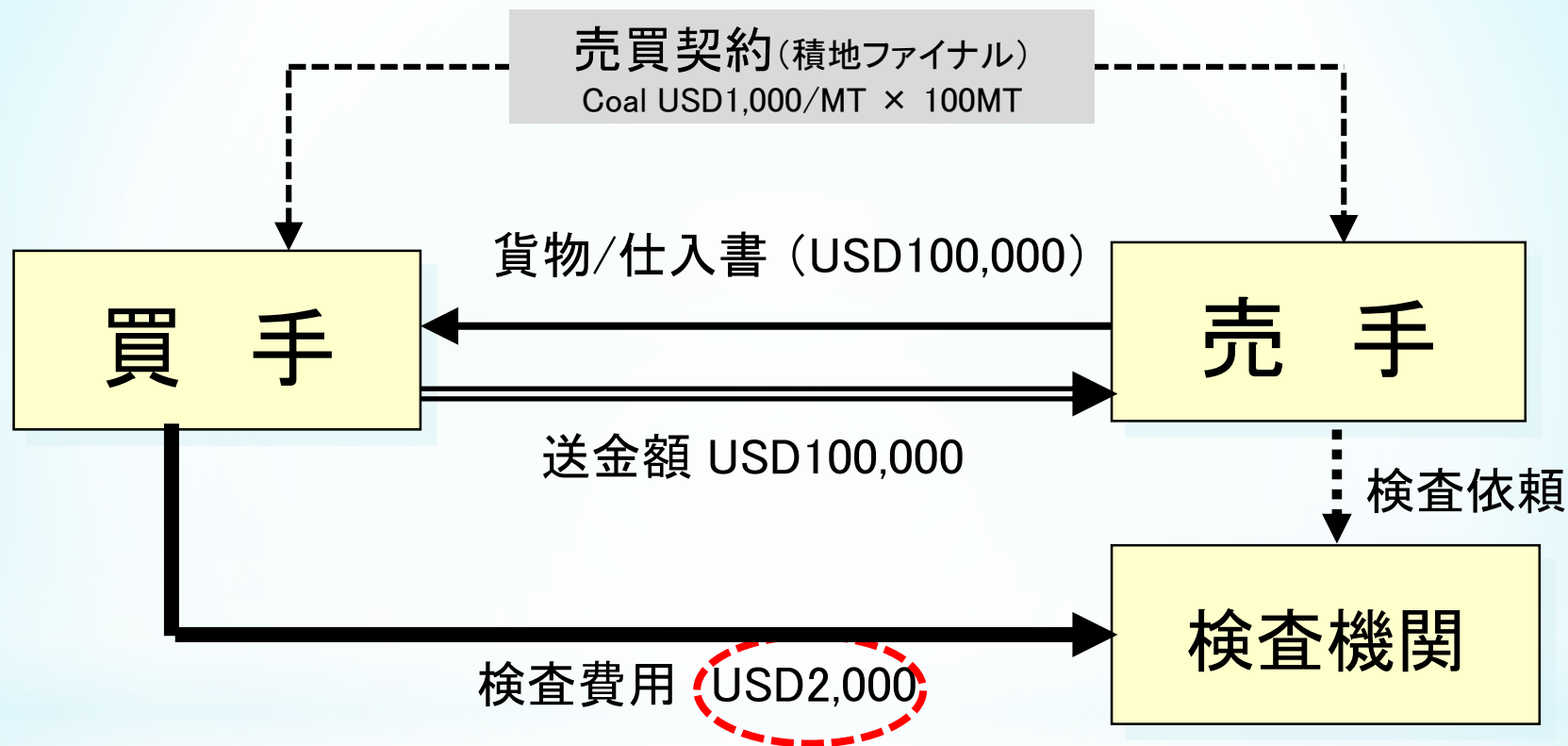
## 関税定率法基本通達4-2の3(2)

買手が自己のために行った検査に要した費用で、その費用を買手が負担する場合は、課税価格に算入しない。

→ 買手の依頼で第三者が行った場合を含む。

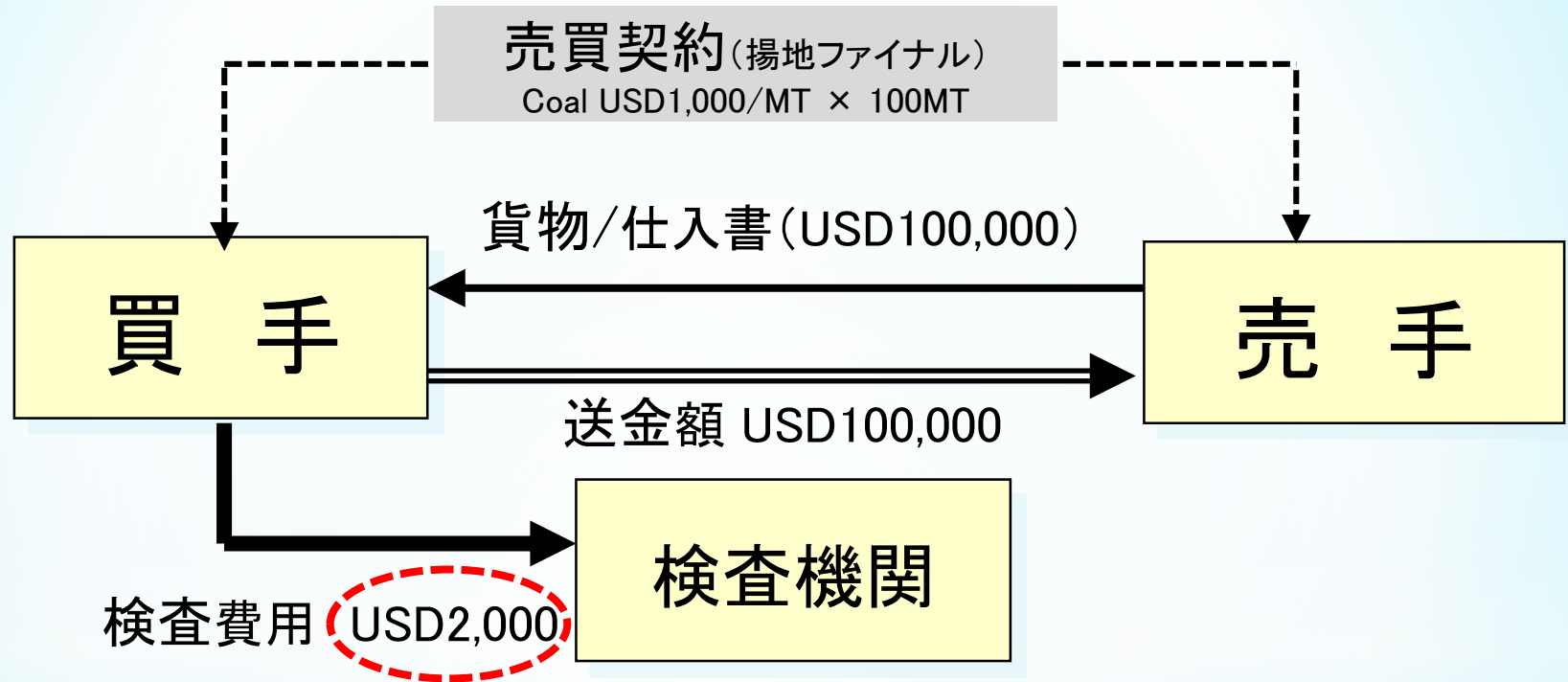


# 検査費用 例①



売手の負担すべき費用を買手が支払った場合  
⇒ 現実支払価格に含まれる。

## 検査費用 例②



買手が自己のために検査を行い検査機関に当該費用を支払った場合

⇒ 現実支払価格に含まれない。

# 現実支払価格に含まれない費用等②

## 関税定率法施行令第1条の4

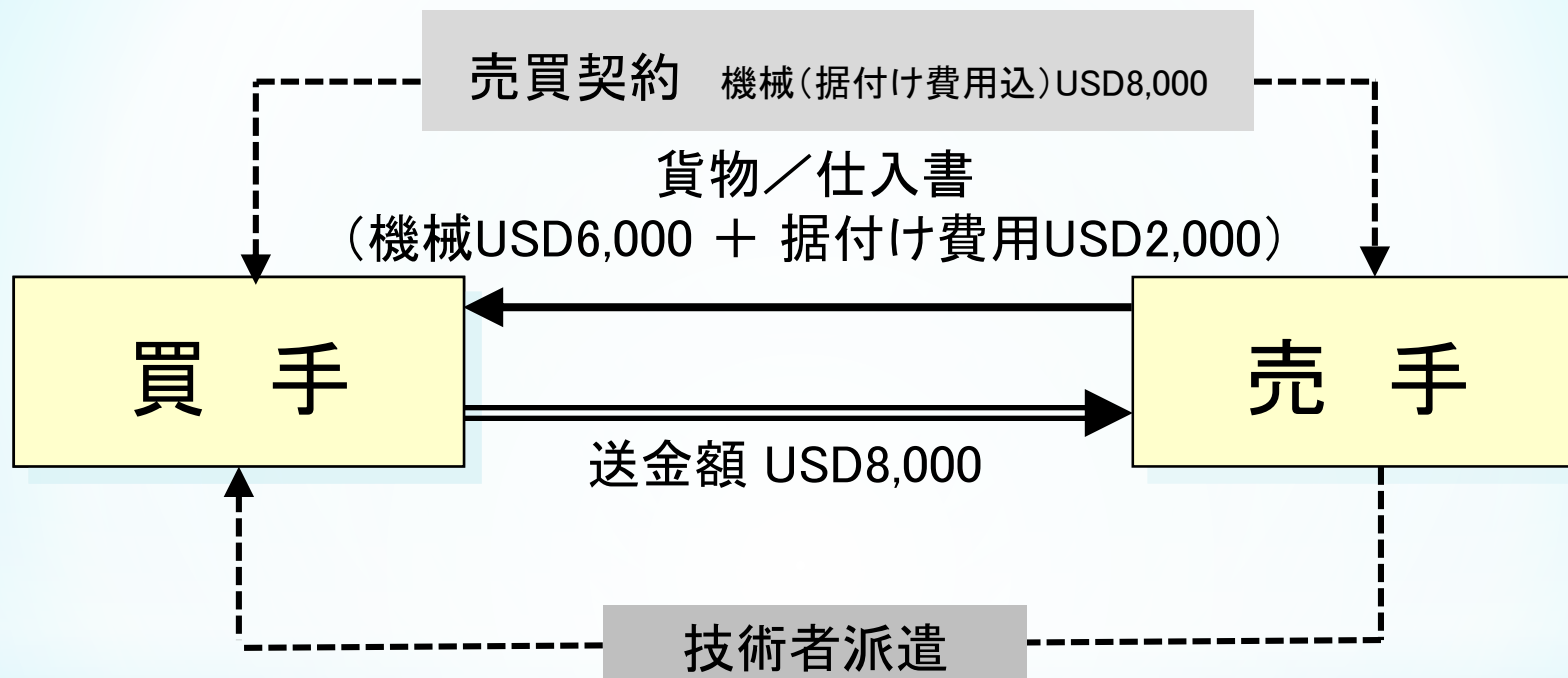
### 控除費用等

- ① 輸入貨物の輸入申告の日以後に行われる据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用
- ② 輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用
- ③ 本邦において輸入貨物に課される関税その他の公課
- ④ 輸入取引が延払条件付取引である場合における延払金利

## 関税定率法基本通達4-2(3)ホ

仕入書価格に上記の費用等が含まれており、当該費用等の額が明らかである場合には当該費用等の額を控除した価格が現実支払価格

# 現実支払価格に含まれない費用例 (機械の据付け費用)



$$\begin{aligned} \text{現実支払価格} &= \text{仕入書価格} - \text{据付け費用} \\ \text{USD 6,000} &= \text{USD 8,000} - \text{USD 2,000} \end{aligned}$$

# 値引き

## 関税定率法基本通達4-3

- ① 納税申告の際に値引きが行われることが確定しており、
- ② 値引き後の価格が買手により現実に支払われるときは、

→ 値引き後の価格が現実支払価格

### 是認される値引き

- ・ 数量値引き
- ・ 現金値引き・前払い値引き
- ・ 旧モデルの値引き、季節値引き 等

### 是認されない値引き

- ・ 相殺値引き(クレーム処理による相殺値引き等)
- ・ 輸入取引における特別な事情による値引き(定率法4条第2項)

# 現実支払価格(まとめ)

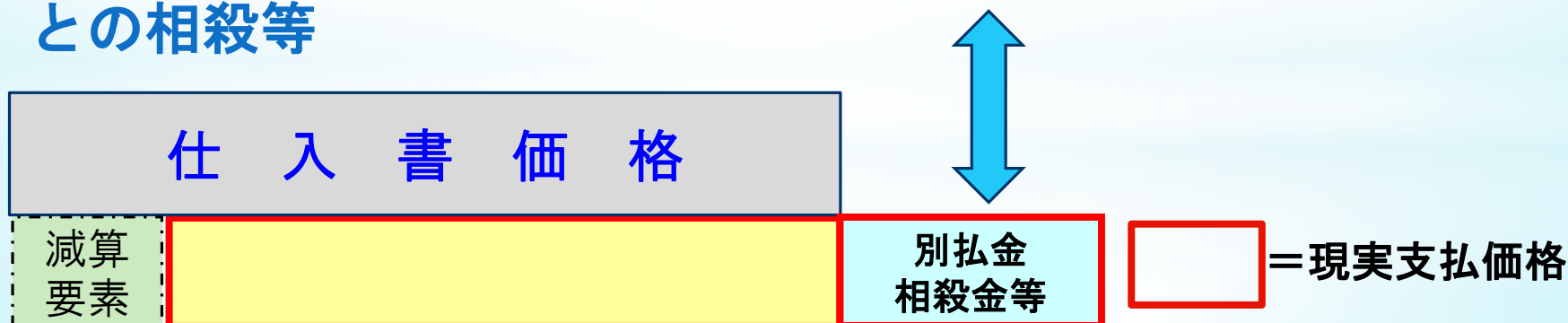
## 関税定率法基本通達4-2(3)本文

現実支払価格は、仕入書に取引価格等を正当に表示している場合には、その**仕入書価格に基づき認定**

●現実支払価格＝仕入書価格(取引価格を正当に表示)

●**現実支払価格≠仕入書価格**

⇒割増金、契約金等の別払い、クレーム求償額、賠償金との相殺、貸付金、立替金との相殺有償提供した機械の代金との相殺等



# 加算要素

## 関税定率法第4条第1項各号

関税定率法第4条第1項第1号～第5号に限定列挙

- ① 輸入港に到着するまでの運賃、保険料その他運送関連費用
- ② 仲介料その他の手数料（買付手数料を除く。）、容器又は包装に要する費用
- ③ 買手により無償で又は値引きをして提供された物品又は役務の費用
- ④ 特許権等の使用に伴う対価
- ⑤ 売手帰属収益

# 現実支払価格への加算

## 関税定率法基本通達4-7

- ・ 現実支払価格に**含まれていないもの**を加算
- ・ **客観的なかつ数値化された資料**に基づき加算
- ・ 原則、個々の輸入貨物の数量等に応じた**合理的な方法により按分**する。

関税定率法第4条第1項第3号に掲げる費用は、

- ① 輸入者から希望する旨の申し出があり、
- ② 課税上その他特に支障がないと認められるとき、

また、同項第1号、第2号、第4号、第5号に掲げる費用等は、①②に加えて、個々の輸入貨物への按分が困難と認められるもの

⇒ 便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括して算入して差し支えない



# 輸入港到着までの運賃等①

## 関税定率法第4条第1項第1号

輸入貨物が**輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料**その他当該運送に関連する費用

## 関税定率法基本通達4-8(3)

「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、

- ◎ 輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、**輸出港までの運送費用**を含む。
- ◎ 運送契約に基づく運送の場合、運送契約に基づき当該運送の対価として**運送人等に最終的に支払われる費用**
- ◎ 輸入貨物を運送するために要した積付資材費、船舶改装費等の費用、為替相場の変動による補てん金、コンテナ賃借料を含む。

# 輸入港到着までの運賃等②

## 関税定率法基本通達4-8(5)

**運送に関連する費用**とは、輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の費用をいい、次の費用を含む。

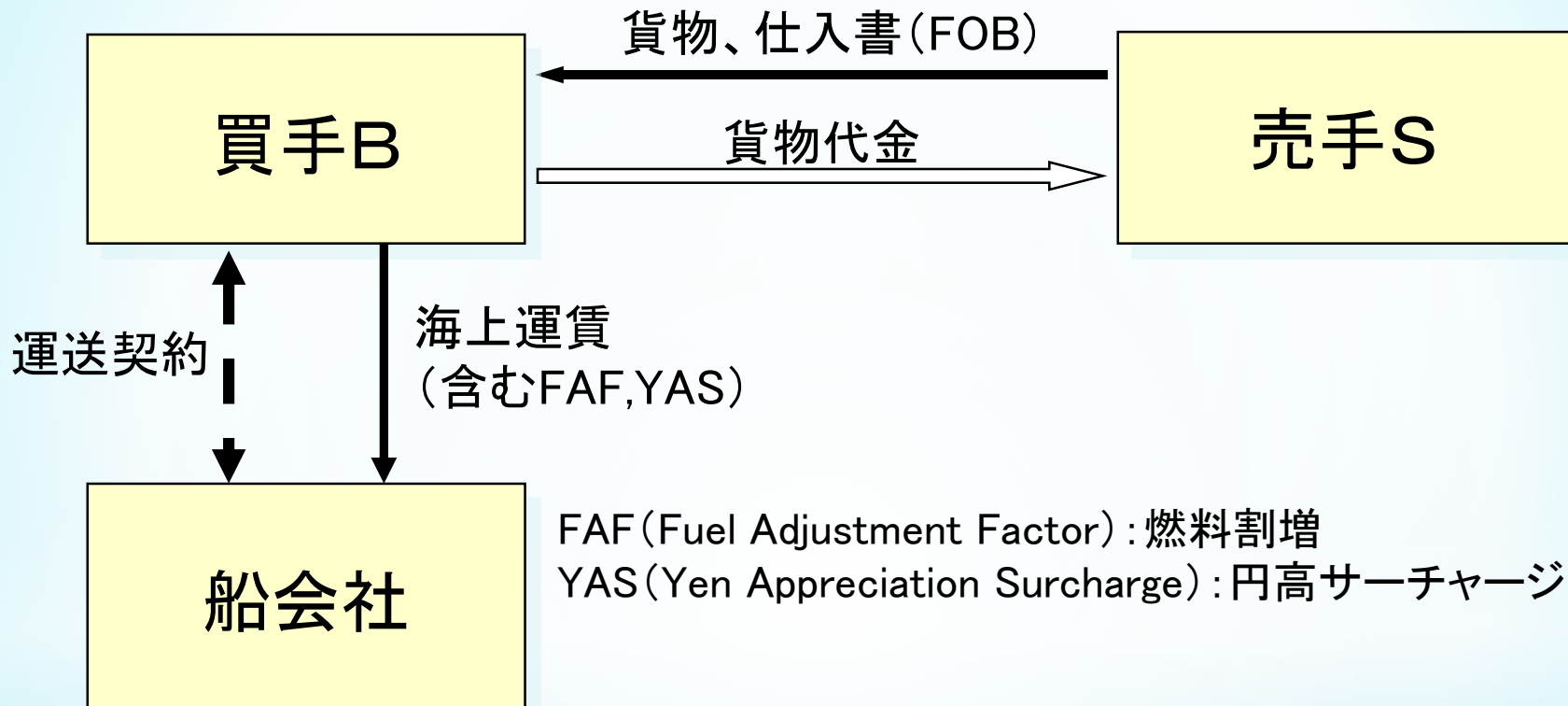
- ① 輸出国における積込み前の一時的保管料
- ② 輸出の際の税関手続等に要した費用
- ③ 輸出国において要したコンテナ・サービス・チャージ

## 関税定率法基本通達4-8(6)

輸入港までの運賃等は、

- ① 買手により負担されるものであるか否かを問わず、
- ② 現実支払価格に含まれていない限度において、現実支払価格に加算する。

# 輸入港までの運賃等の例



# (参考)コンテナ管理等に関するチャージについて

(例示)

コンテナ・マネージメント・フィー(CMF)

コンテナ・インバランス・チャージ(CIC)

コンテナ・メンテナンス・チャージ(CMC) など

船会社から徴収されるこれらのチャージ等は、船会社からの口頭説明ではなく、船会社が作成した当該費用に関する案内文を確認し、案内文から

輸入港到着後の費用であることが確認できた場合には、非加算として取扱いますが、

輸入港到着後の費用と確認できない場合には、原則加算として取扱うこととされています。

# 仲介料等の手数料、容器又は包装に要する費用

## 関税定率法第4条第1項第2号

当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち次に掲げるもの

- イ 仲介料その他の手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)
- ロ 当該輸入貨物の容器(当該輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものに限る。)の費用
- ハ 当該輸入貨物の包装に要する費用

# 仲介料その他の手数料

## 関税定率法基本通達4-9(1)(2)

輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料は課税価格に算入

買付手数料を除く。

### 【加算対象となる手数料の例】

① 売手及び買手のために輸入取引の成立のための仲介業務を行う者に対し買手が支払う手数料（仲介手数料）

② 輸入貨物の売手による販売に関し当該売手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料（販売手数料）

売手の管理の下で、売手の計算と危険負担により、契約成立までの業務、商品引渡しに関する業務等を行う者

# 買付手数料の取扱い

## 関税定率法基本通達4-9(3)

買付手数料に該当するか否かの判断は、**契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には、イからハまでによる。**

- イ 手数料を受領する者が「買付けに関し買手を代理して買付けに係る業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること
- ロ 手数料を受領する者が買付けに関し買手を代理して買付けに係る業務を実際行っている実態の存在が文書や記録等で確認できること
- ハ 税関の要請がある場合、売手と買手との間の売買契約書、売手（製造者等）が買手にあて作成した仕入書等を提示できること

# 買手により無償で又は値引きして提供された物品等

## 関税定率法第4条第1項第3号

当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、**買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務**に要する費用のうち次に掲げるもの

イ 当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの

例) 商標ラベル、タグ、下げ札等

ロ 当該輸入貨物の生産のために使用された工具、鑄型又はこれらに類するもの

例) 機械、設備、金型、治具等

ハ 当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品

ニ 技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務  
(本邦以外において開発されたもの)



# 無償提供物品等の費用の額①

関税込率法施行令第1条の5第2項、第4項

①買手が自ら生産した物品 又は 買手と特殊関係にある者が生産した物品で買手が当該者から直接取得したもの

→ 物品の生産に要した費用

② 上記①以外の物品

→ 買手が当該物品を取得するために通常する費用

③ 買手が自ら開発した役務 又は 買手と特殊関係にある者が開発した役務で買手が直接提供を受けたもの

→ 役務の開発に要した費用

④ 上記③以外の役務

→ 買手が当該役務の提供を受けるために通常要する費用

## 無償提供物品等の費用の額②

### 関税定率法施行令第1条の5第2項

- ① 物品、役務を提供するために買手が運賃、保険料等を負担した場合、その運賃等も加算
- ② 加工、改良等により価値を増加した場合には、その価値の増加に相当する額を加算
- ③ 使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があったときは、その価値の減少に相当する額を控除

# 無償提供物品等の費用の例①



ボタン (JPY50,000)を無償提供、輸出諸費用 (JPY25,000)を買手が負担

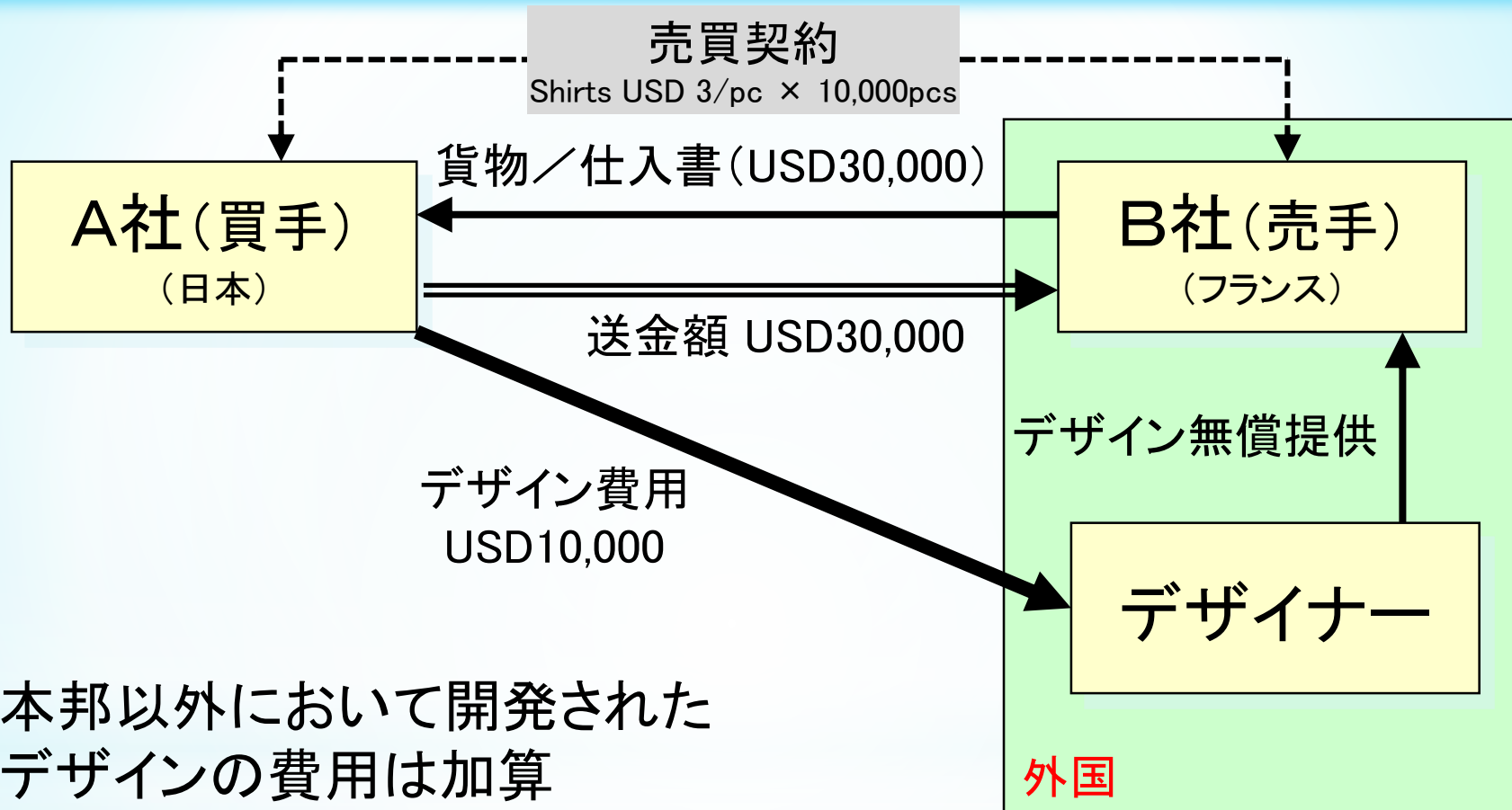
$$\begin{aligned} \text{課税価格} &= \text{仕入書価格} + \text{無償提供材料} \\ &= \text{USD25,000} + \text{JPY75,000} \end{aligned}$$

# 無償提供物品等の費用の額③

## 関税定率法基本通達4-12(6)

- イ 提供された物品に生産ロスを見込んだスペアが含まれている場合、その**スペア分の費用も含む**。
- ロ 提供された物品を生産するために、**他の物品又は役務**(本邦開発を含む。)が**使用された場合**、買手(輸入貨物の国内販売先等を含む。)が直接又は間接にその他の物品又は役務の費用を買手が負担している場合、**当該他の物品又は役務の費用を含む総額**とする。
- ハ 提供された物品、技術を賃借し、その賃貸料を買手が負担している場合、賃借料を基に計算した額による。
- ニ 買手が**物品を取得する等の際**、自己の代理人に手数料等を支払っている場合には、その**手数料等も含む**。
- ホ 買手が物品又は技術等を**携帯輸出し提供する場合**、通常必要とされる運賃、保険料等の額により算出する。

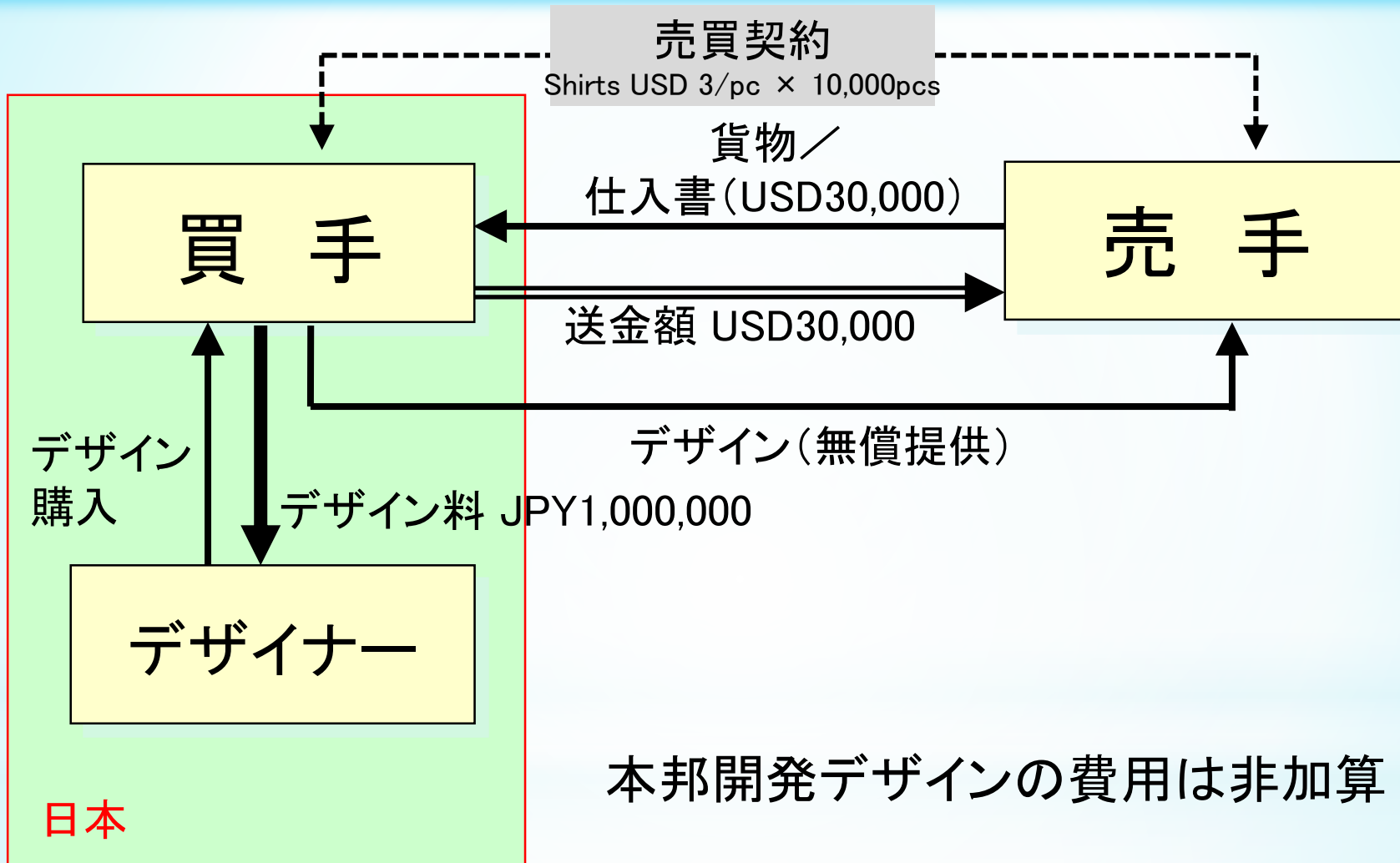
## 無償提供物品等の費用の例②



本邦以外において開発された  
デザインの費用は加算

$$\begin{aligned} \text{課税価格} &= \text{仕入書価格} + \text{デザイン費用} \\ \text{USD40,000} &= \text{USD30,000} + \text{USD10,000} \end{aligned}$$

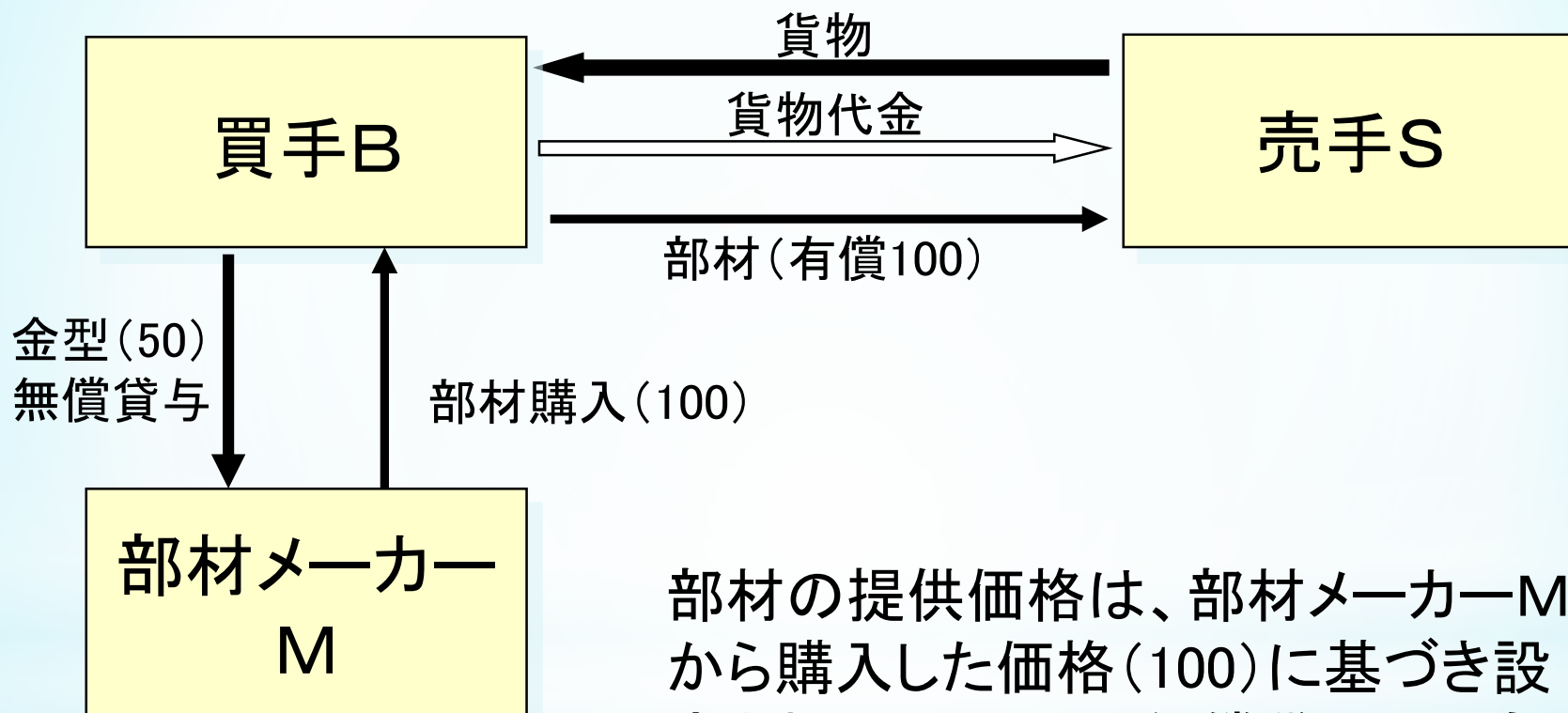
# 無償提供物品等の費用の例③



**課税価格** = 仕入書価格 = USD30,000

# 無償提供物品に係る非違事例

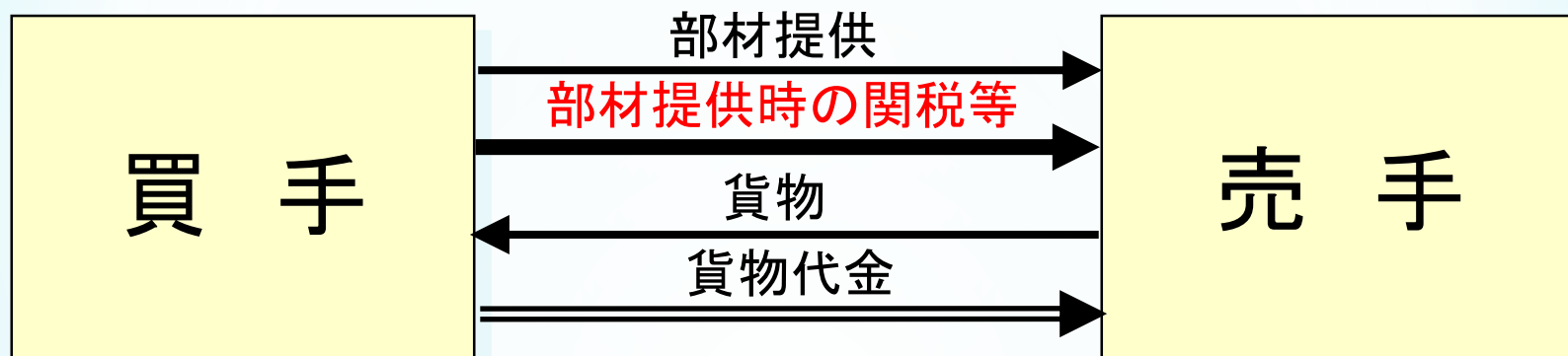
## 部材に係る金型費用の加算漏れ



部材の提供価格は、部材メーカーMから購入した価格(100)に基づき設定されており、Mに無償貸与した金型代金(50)が含まれていない。  
(定率法基本通達4-12(6)ロ)

# 無償提供費用に関する照会事例①

部材提供時に課された租税（関税、増値税など）の取扱い

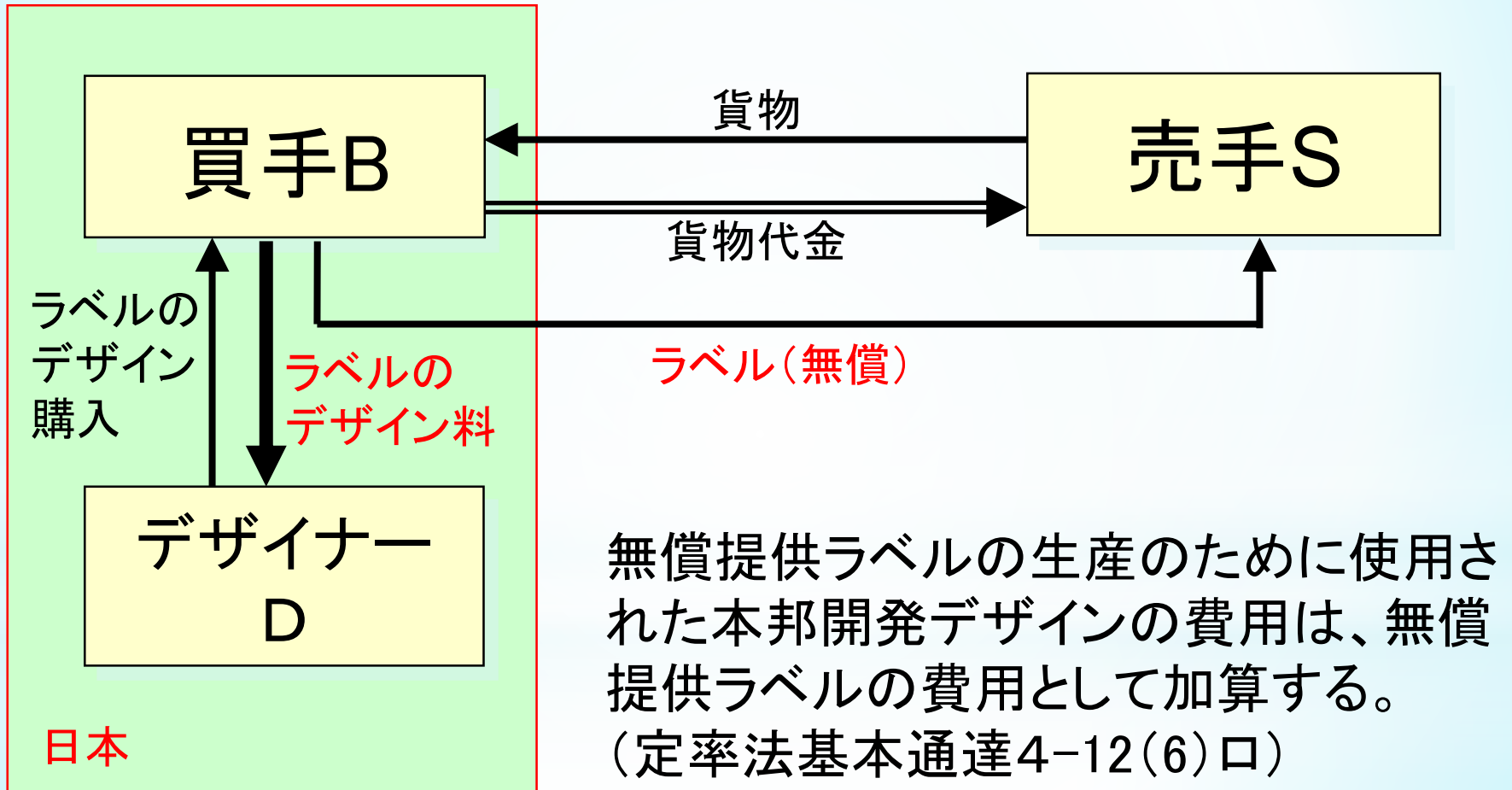


部材提供にあたり、提供先（国）での輸入の際に課される関税等を買手が負担した場合、当該関税等は部材を提供するために要した費用として当該部材の額に含まれる。（関税定率法施行令第1条の5第2項）



## 無償提供費用に関する照会事例②

ラベルの生産に要した本邦開発デザイン費用の取扱い



# 特許権等の使用に伴う対価

関税定率法第4条第1項第4号、同法施行令第1条の5第5項

特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権、著作隣接権、特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの

## 特許権等の使用に伴う対価②

### 関税定率法基本通達4-13(4)

「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの」とは、

当該輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価であって、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなるもの



売買契約やライセンス契約の内容だけで判断するのではなく、取引に関する契約の内容、実態、取引に関与する者が果たす役割等を考慮して判断

# 売手帰属収益

## 関税定率法第4条第1項第5号

買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するもの

## 関税定率法基本通達4-14

「輸入貨物の処分又は使用による収益」とは、輸入貨物の再販売その他の処分又は使用により得られる**売上代金、賃貸料、加工賃等を構成するもの**をいう。

また、「収益」には、輸入貨物の利潤配分取引に基づき買手が**売手に分配する利潤**がある。

なお、買手による売手への配当金の移転その他の支払いであって輸入貨物と関係ないものは、該当しない。

# 原則による課税価格の決定ができない貨物

## 1 輸入取引によらない輸入貨物

無償貨物、委託販売貨物、賃貸借貨物

## 2 輸入取引に特別な事情がある貨物

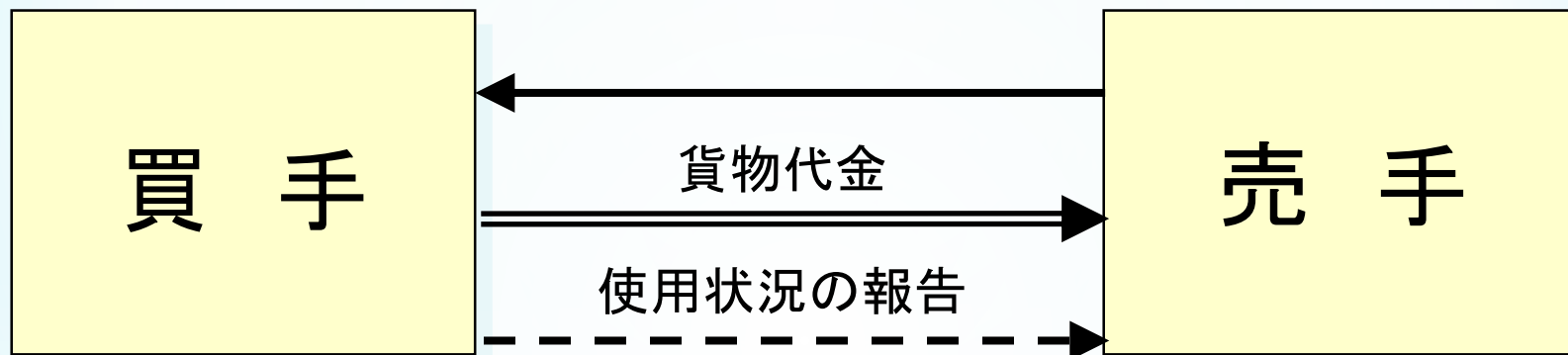
- ① 輸入貨物の処分又は使用につき制限があること
- ② 課税価格の決定を困難とする条件が輸入取引に付されていること
- ③ 売手帰属収益の額が明らかでないこと
- ④ 売手と買手との間に特殊関係があり、取引価格に影響を与えていると認められること

## 3 課税価格への疑義が解明されない貨物

# 特別な事情がある貨物の値引きの例

契約(3台のうち、1台は展示試乗用としての価格の取決め)

スノーモービル3台  
2台: @USD100,000、試乗用: @USD50,000  
(うち1台は展示試乗用のため半額)



**課税価格** = 仕入書価格(2台分) +  
同種貨物の取引価格(展示試乗用1台分)

**USD300,000** = USD200,000 + USD100,000

# 課税価格決定の原則によれない決定方法

順番に適用の可否判断

同種の輸入貨物の取引価格（関税定率法第4条の2）

類似の輸入貨物の取引価格（同法第4条の2）

国内販売価格から逆算した価格（同法第4条の3第1項）



輸入者の申し出により、「国内販売価格から逆算した価格」に優先して「製造原価に基づき積算した価格」を適用することが可能

製造原価に基づき積算した価格（同法第4条の3第2項）

特殊な輸入貨物に係る課税価格（同法第4条の4）

# 価格の換算に用いる外国為替相場

## 関税定率法第4条の7、同法施行規則第1条

輸入申告の日の属する週の前々週における実勢外国為替相場の当該週間の平均値に基づき税関長が公示する相場

## 関税定率法基本通達4の7-2

仕入書等に表示された価格を、**当事者間で合意された外国為替相場**により、その表示の通貨と異なる通貨に換算し、当該通貨により支払うことが取り決められている場合



当該通貨により現実に支払われるときは、当該通貨による価格に基づき課税価格を計算



# 関税評価に係る事前教示制度

輸入者が納税申告を適切に行うことができるよう、輸入予定貨物に係る関税評価上の取扱い(法令の解釈・適用等)に関する照会に対して税関が回答を行うものです。

## 文書による照会・回答 【関税法基本通達7-19の2】

文書回答の内容は、有効期限(最長3年間)内に行われた当該文書照会・回答の対象取引に係る納税申告の審査において尊重されます。また、文書回答について、税関に対して意見の申出を行うことができます。

## 口頭・インターネットによる照会・回答 【関税法基本通達7-19の3】

口頭・インターネットによる回答の内容は、納税申告の審査上尊重されるものではなく、また、意見の申出を行うことはできません。

# 評価申告制度について

**評価申告とは**、納税申告に際し、仕入書等のみでは課税価格の計算の基礎が明らかにならない場合に、課税価格の計算に必要な事項を評価申告書（税関様式C-5300・C-5310）により提出することができる制度です。

評価申告には、**①個別申告**と**②包括申告**があります。

個別申告書は、個々の納税申告において仕入書価格以外の支払や加算要素を申告するために提出する申告書

包括申告は、**同一内容の輸入取引が継続して行われる場合に**、**納税申告に先立って**課税価格の計算方法を記載した包括申告書を税関に提出し、審査を受けることにより、当該申告書の適用期間内（最長2年間）は個別申告を省略することができます。

# 評価申告書の提出の方法等

## 関税法基本通達7-9

関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を計算

⇒ 評価申告書Ⅰ (C-5300)

関税定率法第4条の2から第4条の6の規定により課税価格を計算

⇒ 評価申告書Ⅱ (C-5310)

評価申告書の種類	提出の時期	提出先	提出部数
包括申告書	輸入（納税）申告書等の提出以前	貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関長（支署長等を含む。）	2部（原本及び申告者交付用）
個別申告書	輸入（納税）申告書等の提出と同時	納税申告をする税関長（支署長等を含む。）	1部

# (参考) 評価申告書の記載要領

## 申告書の記載要領（加算要素がある場合）

個別申告の場合は宛先を  
権限委任された支署長にする

法人番号

(関税定率法第4条第1項第1号若しくは第4条の2第1項第10号若しくは第11号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。)

税関様式C第5300号

輸入貨物の評価 (個別・包括) 申告書 I  新規申告  変更届

あて先 東京税関長 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号 1234512345123451234567
申告貨物の品名・税番・適用税率 PLASTIC TOYS 9503	輸入者住所氏名印 東京都港区港南 10-10-10 A 商事 (印) (署名) 代表取締役社長 山田 太郎 担当部課 TEL (1234) 5678		包括申告の主要関係税関名	
生産者名	代理人住所氏名印 (署名) 担当部課 TEL ( ) (印)		個別の際は 記入なし	
事前教示回答書 登録番号				

輸入貨物の品名  
税番、適用税率

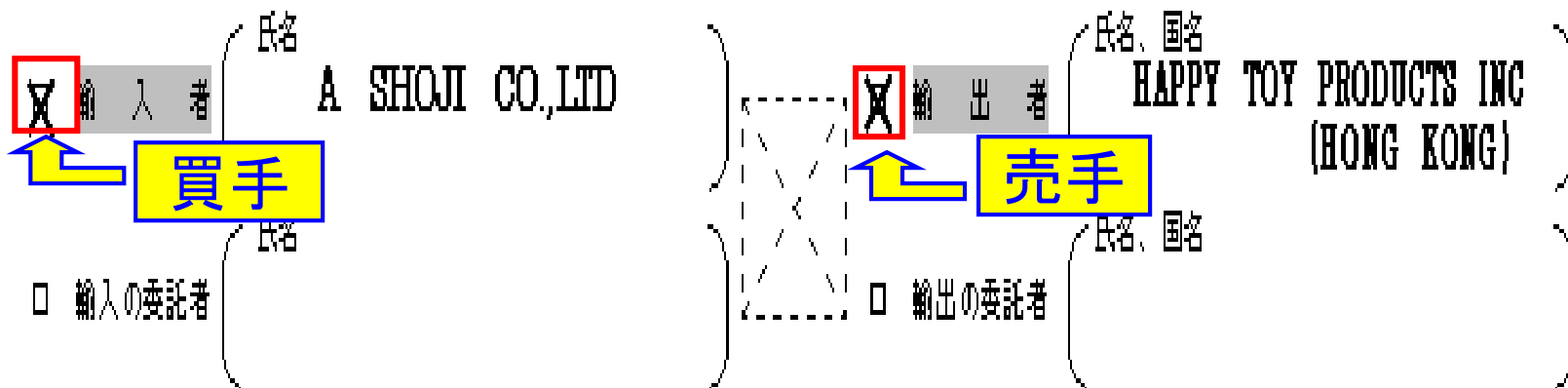
輸入者もしくは代理人の印

# (参考)

# 評価申告書の記載要領

## A. この貨物の取引について

1. 輸入取引の当事者（輸入取引の売手及び買手については口内に×印を付すこと。）



2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税定率法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事情が  ある。  ない。
- (2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係（関税定率法第4条第2項第4号）が  ある。  ない。この場合には、(3)の記載不要。  
特殊関係の内容

(3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて  いる。  回いない。

## B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書（ 運賃明細書  保険料明細書）に記載された額に次の調整を行って計算する。

(参考)

# 評価申告書の記載要領

別払金等の現実支払価格

## B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書（運賃明細書 保険料明細書）に記載された額に次の調整を行って計算する。

調整項目	イ 調整額又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項
(1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額		
(2) 加算要素 （運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの）		
① 輸入港までの運賃等		
② 仲介料その他の手数料		
③ 容器・包装の費用	③ ¥2.81/PC	包装パッケージ印刷用紙下等
④ 材料・部品等の費用		
⑤ 工具、鑄型等の費用	⑤ ¥154.21/PC	金型無償提供 A商事(株)→HAPPY TOY PRODUCTS INC 輸入予定数量 250,000個
⑥ 消費物品の費用		
⑦ 役務（技術、設計等）の費用		
⑧ ロイヤルティ・ライセンス料		
⑨ 売手に帰属する収益		

加算要素

(参考)

# 評価申告書の記載要領

(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の据付け、 組立て、整備又は技術指導の費用、 輸入港到着後の運送費用等、本邦 の関税等、延払金利)		
合 計	¥157.02/PC を加算する	

評価結論

この包括申告書は ※平成 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
- 2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読み、黒字で記載して下さい。
- 3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入し、添付して下さい。
- 4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の手続きをして下さい。
- 5. この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることがあります。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告に課税標準等を更正することがあります。
- 6. 輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住所及び氏名を記入し、印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

※ 受 理	※ 審 査	※ 税 関 記 入 欄

最長2年間の適用

# 税関HP

現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > [課税価格の計算方法](#) > [関税評価用語等解説](#)

## 関税評価用語等解説

1. [関税評価全般](#)
2. [輸入貨物の取引価格による方法\(原則的な方法\)](#)
  - (1) [輸入取引](#)
  - (2) [現実支払価格](#)
  - (3) [加算要素](#)

現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#)

## 輸出入手続

このページでは、貨物の輸出入通関手続

### 1. 品目分類及び税率

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [関税率表解説・分類例規](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

### 2. 関税評価(課税価格)

- ▶ [課税価格の計算方法](#)
- ▶ [評価申告制度の概要](#)
- ▶ [関税評価の事前教示](#)
- ▶ [関税評価用語等解説](#)
- ▶ [輸入貨物の関税評価事例](#)
- ▶ [外国為替相場\(課税価格の換算\)](#)
- ▶ [課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて](#)

全国の税関 函館 東京 横浜 名古屋

現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > [評価申告制度](#) > [輸入貨物の関税評価事例](#)

## 輸入貨物の関税評価事例

- ▶ [質疑応答事例](#)
- ▶ [関税評価に関する取扱事例について\(別紙事例1~21・事例22~44\)\(平成19年6月\)](#)
- ▶ [事前教示回答\(関税評価\)](#)

▶ [カスタムスアンサー\(FAQ\)](#)



# お問合せ先

名古屋税関 業務部 首席関税評価官

名古屋市港区入船2-3-12

名古屋港湾合同庁舎8階

電話番号 052-654-4158

メールアドレス [nagoya-gyomu-hyoka@customs.go.jp](mailto:nagoya-gyomu-hyoka@customs.go.jp)

**ご清聴ありがとうございました。**

